

厚生労働省省内事業仕分け（独立行政法人労働政策研究・研修機構）
仕分け人（9名）の評決結果

1-① 事務・事業（労働政策研究）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	1人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	2人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 3人	—	

<具体的な意見>

【②事業効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施】

- ・独立行政法人にふさわしい（国からの財政支出に頼らない）自助努力が必要。

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・当該法人が「政策研究」を行う必要性がなく、民間（大学など）へ委託して「政策研究」を継続するのがよいと思われる。
- ・当該法人が独自に研究を全て行う必要があるだろうか。むしろ大学教員等に委託する方法も検討すべきである。研究部門に事務職が多い理由も不明。

【⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡】

- ・研究テーマを示し、競争的研究資金とし、研究者を公募する方がより研究成果が得られると考えられる。「網羅的」「重点的」調査研究については、内閣府での調査や大臣官房の統計情報部での調整、既存の統計データベースとの調整が必要ではないか。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・管理・事務部門の効率化を図る余地はないのか。労働政策と社会保障政策の接点の政策研究が切実に求められている中で、どこが担うのか。厚労省（国）としての政策ビジョンを持つべきではないか。JILPT としても踏み込みが足りないと感じる（労働政策研究の固有性を否定するものではない）。労使から中立性を持つ JILPT のようなシンクタンクの存在自体は高く評価。
- ・国家戦略の基本となる労働政策の検証と新政策確立のために不可欠な研究を担う機構の維持・充足・発展を追求することを基本とする考え方に立つが、実態について理解欠くため意見出せない。しかし、他の研究機関との統合や大学等同じ研究室とのネッ

トワーク形成等検討することが必要と思われ、その結論として①もあり得るように思われる。

【改革案が妥当】

- ・ 研究の公平・中立が求められる政策研究の必要性が認められる。
- ・ 更に研究の内容を充実することを望み、また国際比較も積極的に行ってほしい。

1-② 事務・事業（労働行政担当職員研修（労働大学校））

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	1人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	1人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
6人	3人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 3人	—	

<具体的な意見>

【②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施】

- ・労働大学校の土地・建物を売却して、国が研修を行うべきであると思われる。

【③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施】

- ・自治体にも職員研修機能はあり、国では独法が担うとする社会的意義が理解できない。

【⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡】

- ・独自に宿舎・研修所を持つのではなく、国の職員に対する研修所を共有すべき。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・宿泊施設の効率的運用をより強化すべきではないか。
- ・敷地等の規模の見直しはあり得るかもしれない。研修にも狭義の労働政策では収まりきらない社会保障に関する内容が不可欠となっている以上、そうしたことを教授できる研究の蓄積等を持たざるを得ないのではないか。
- ・労働行政職員研修の拡充は必須のテーマであると受け止めるが、現状についての厳しい検証の上、他省庁の研修との統合や効率化、一部不動産の処分等検討が求められるように思われる。しかし、実態が不明のため、具体的に②～⑤までについて判断不可。

【改革案が妥当】

- ・教育の量と質も十分に考慮して欲しい。宿泊施設は不要ではないか。

2 組織・運営体制

改革案では不十分 7人	0人	①廃止
	2人	②他独法との統合・移管
	5人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)
改革案が妥当 2人	—	

<具体的な意見>

【②他独法との統合・移管】

- ・独立した独法としての存在意義が十分に理解できない。

【③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）】

- ・管理部門をさらにスリム化すべき。労働大学校の施設については、ここまでの大きさ、規模が必要か、さらに検討する必要がある。
- ・一層の人員削減による効率化・合理化に努めるべき。
- ・さらに給料を下げ人員を削減すべきである。
- ・研究所と大学校とが一組織にある利点がある組織とすることが必要。
- ・独法の事業について、最低年1回、出来れば年2回以上主権者である国民と政府に対し、年間あるいは半期の事業計画と予算、事業報告と決算、そして事業の総括を発表し、評価を得るとともに、責任を明確にすることが必要だというのが実感。民間であれば、例えば株主総会、評議員会、総会等で株主等に対して当然のこととして行われていることとの比較で、組織運営体制の改革が検討されるべきではないかと考える。

【改革案が妥当】

- ・人口減少が進み経済が成熟期に入った今日、雇用制度の多様化は極めて大切である。他の国所管の政策研究機関と独法等と一層の連携・情報交換を行ってほしい。